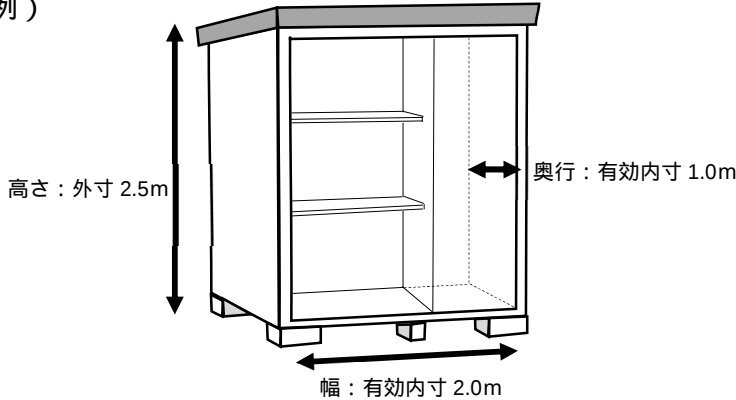
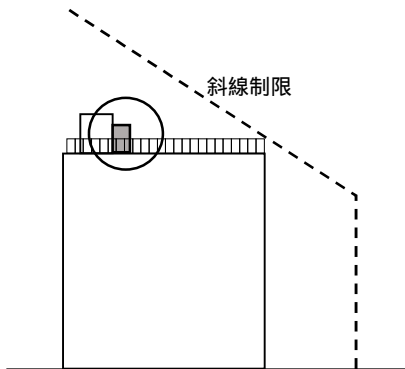


雑則	法第 2 条第 1 号	作成（改訂）日
	建築物の定義	令和 4 年 3 月 1 日 （令和 7 年 4 月 1 日）
建築物に該当しない小規模な倉庫		
自立し設置する独立した小規模な倉庫（物置等を含む。以下、「倉庫」という。）のうち、外部から荷物の出し入れを行うことができ、かつ、内部に人が立ち入らないもので、奥行の有効内寸 1.0m 以下×幅の有効内寸 2.0m 以下×高さの外寸 2.5m 以下のものは法第 2 条第 1 号に規定する貯蔵槽に類する施設として、建築物に該当しないものとする。 （例）  高さ：外寸 2.5m 奥行：有効内寸 1.0m 幅：有効内寸 2.0m （注意事項） ・ 倉庫の内部に収納・備蓄する内容は問わない。 （ただし、危険物を貯蔵する場合は法 48 条の用途制限を受ける） ・ 設置する倉庫が既製品であるか否か、および構造種別によらないで判断する。 ・ 設置者は、転倒・滑動等について安全対策を行うこと。 ・ 倉庫を建築物本体に固定または緊結すると建築物の一部とみなされ、緩和の対象とならない。 ・ 倉庫が高さ制限にあたらないこと。 ・ 倉庫が日影規制等における日影を増加させないこと。 ・ 設置数は、原則として戸建て住宅 1 棟に対して 1 台とし、その他用途の建築物については建築規模や計画等に応じて 3 台を上限とすること。防災上必要な倉庫や高さ 1.4m（外寸）を下回る小規模な倉庫を設置する場合の台数の上限については区と協議すること。 ・ 複数設置の場合、各倉庫の壁や屋根同士の固定は不可とし、隙間はふさがらないこと。		

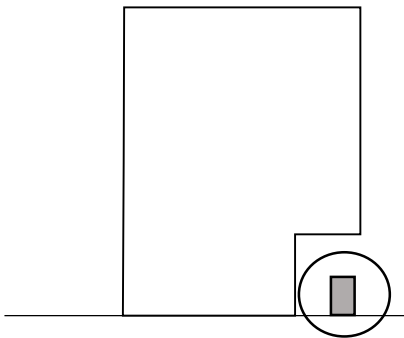
設置方法

1 屋上（ベランダ、バルコニーを含む）に設置する場合



- ・屋上に設置する場合、建築物と緊結しておらず、その他の屋上突出物（PH等）を含む面積が、当該屋上部分の水平投影面積の $1/8$ を超えないこと。
- ・積載荷重および近隣に対する影響について配慮すること。
- ・転倒防止の配慮をすること。

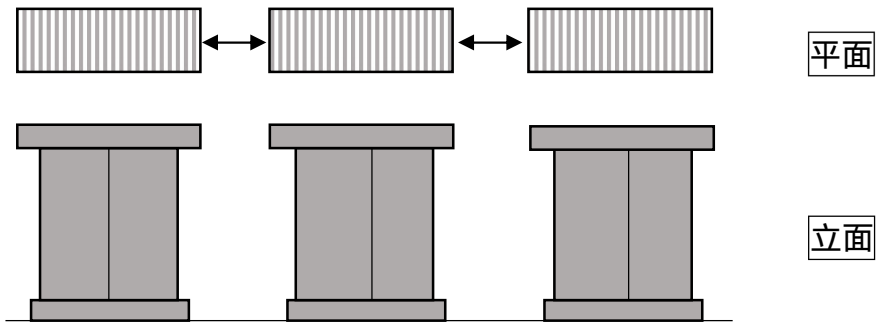
2 ピロティに設置する場合



- ・もともと面積に算入していないピロティ部分に設置する場合、屋内的用途が発生するため面積算入となり、増築申請を要する。もともと面積に算入しているピロティ部分に設置する場合は増築申請の対象とならない。

複数設置する場合の注意事項

設置の基準



- ・複数設置する場合は原則として、倉庫同士を固定しない、壁などの隙間をふさがない、それぞれが個別に独立していること
- ・近接して設置する場合は、壁、屋根同士の固定は不可とする。
一体の土間は可とし、個々に滑動等について安全対策を行うこと。

技術的助言など	小規模な倉庫の建築基準法上の取り扱いについて（平成 27 年 2 月 27 日付け国住指第 4544 号）
参考文献など	2022 年度版 建築確認のための 基準総則集団規定の適用事例 P28